

(第二部)

第二十五回

參議院地方行政委員會會議錄第四号

昭和三十一年十二月六日(木曜日)午後  
一時三十九分閉会

出席者は左の通り、

理事  
委員長  
本多  
市郎君

委員  
大澤 雄  
加瀬 完君  
大和 与一君

○公債利子の引下げ等に關する請願  
(第七五号)  
○昭和三十一年度府県財政健全化方策  
の確立に關する請願(第二二七号)  
○地方自治体職員の待遇改善に關する  
請願(第二二八号)

○地方公務員の給与改訂に伴う財源措置(請願第一五〇号)

○市庁舎の建築構造等に関する請願  
(第六九号)

○市町村道整備事業費特別長期債等に  
関する請願(第九〇号)

○町村財政確立に関する講演(第一回)  
八号

(送林) 林は明治二十年夏更生  
備法適用に伴う指定事業とするの請  
願(第四九号)

○たばこ小売業に対する事業税を非課税とするの請願(第一四二号) 第二六二号(第二回)

○公衆浴場業に対する事業税軽減の請願(第一六三号)

○米穀販売業に対する事業税減免の請願(第一六〇号)

○遊興飲食税の一部を市町村に還元するの請願(第七四号)

請願外二十九件を全部一括して議題に供します。お手元に配付しました一覧表の順に従いまして、まず専門員より内容の説明を聽取いたします。

○専門員(福永与一郎君) お手元に差し上げてございます一覧表の順序で御説明申し上げます。

○ 継続調査要求の件

○ 委員長(本多市郎君) これより委員会を開会いたします。

午前の委員長及び理事打合会の協議の結果に従いまして、本日はまず請願の審査を行います。

(地方公務員の給与賞確保に関する件)

- 主畜酪農用機械に供する軽油の軽油引取税免稅の請願(第三二〇号)
- 固定資產稅の月割賦課に関する請願(第七二号)
- 大規模償却資產稅道府県移譲緩和の地方稅法改正に関する請願(第七三号)
- 委員派遣承認要求の件
- 地方行政の改革に関する調査の件  
(地方財政の確立促進に関する件)  
(新市町村建設促進に関する件)
- 選舉の常時各務の費用の財政改善

- 旅館の宿泊料等の遊興飲食税減免に  
関する請願(第一一九四号)
- 遊興飲食税の減免に関する請願(第  
二六一一号)(第三〇六号)
- 地方道路譲与税法の一部改正に  
関する請願(第七一一号)

その次は百十二号、これは、新市町  
村建設促進法が成立をみたことはけつ  
こうであるが、すでに出发早々いろいろ  
な点で不備な点が認められるので、  
地方交付税法の交付税の措置を十力年  
にするとか、国有財産特別措置の特例  
の期間を五力年から十力年に改める  
等、いろいろの点について新市町村建

新規として生ずる支所あるいは出張所の廃止または統合等のために、補助金が交付せられる規定に相なつておりますが、法律の規定を整備しまして、これらに伴う厅舎の新築のための起債の許可を含むようにされたい、あるいは支所あるいは出張所の統合による厅舎の新築の際の起債を優先的に考えてもらいたい、かようなことを要望するものでございます。

次五件は、新市町村建設促進法関係でございます。その最初の第八十八号合併都市育成に関する件 これは新都市の、健全かつ合理的な育成发展を期するため、国有財産の払い下げあるいは起債の優先承認、国庫補助及びこれに伴う起債を大幅に増額する等のこととを実現していただきたいという趣旨のものでございます。

まず最初は行政関係でございまして、請願第七十号であります。これは表題の通り、地方公務員法案が御承知のよう衆議院の継続審査に付せられておりますが、その中にありますところの停年制の実施を要望する請願でござります。

さいます。  
第七号地方財政の再建に伴う教育水準維持の請願。教育費の基準財政需要額がはなはだしく低額であり、かつ恩給費の算定についても、現在の基準から切り離して別算とする等、真に原の実情に即した算定方式が講ぜられない限り、いかに多数の人員整理を断行し

自主的に合併ができるように、地方交付税の増額交付をはかられたい、かような趣旨のものでございます。

次には財政関係のものでございまして、その最初の第二号、地方交付税の税率を百分の三十に引き上げること。地方交付税の交付額の算定に当つては、後進地域の財政再建団体について特別の考慮を払うこと等についてすみやかに措置を願う、かようなものでござります。

町村建設に基く事業に対する補助金の増額、それから地方債を優先的に許可すること、国有林野の払い下げ等を即時実施せらるたい 新市町村建設促進について、種々の施策を積極的に進めさせていただきたい、かような趣旨のものでございます。

その次もう一つ、最後の百十二号、これは、町村合併の結果、なお未合併町村が若干残つておりますが、これらに対しても、むしろ財政的援助をして

設促進法の一部を改正していただきたい、かような問題であります。その次の百八十一号、新市町村建設促進法に関するものでございまして、一体化を促進するためには必要な補助金を増額すること、水道事業その他新市

てもまかない切れなものがあるから、この際地方財政計画の抜本的改正をはかられたいという趣旨のものであります。

その次、七十五号公債利子の引き下げ等に関する請願。政府では地方団体の会員費二寸から高寺寺刹者費二寸四

る法律案の問題が起つてゐるやに聞きて、及ぶが、その措置として、利率の大額引き下げ、償還年限の根本的改訂等

うであるから、ぜひこれを実現せられ  
るよう、本案の成立——本案と申して

う趣旨のものでございます。

府県財政健全化方策の確立に関する議題。これは、府県財政健全化の方策と

第三十二年度においては、公債費問題の抜本的解決、地方債制度及びその運営の合理化、荷県税体系の整備

要旨　国庫補助金制度の合理化、財政計画の策定に当つての適正算定、投資的経費の大削減を上手く地方交付

積の算定方法の合併化 国税について 減税が行われる場合の、地方財源に減少をきたさないための考慮等の改革を

断行せられたいという趣旨のものでございます。

関して一律一千円のベリス・アシフ  
最低賃金法の制定、自治体職員に対する  
二ヶ月分の年末手当の支給、自治体

職員の人員整理を強制するような指導と干渉を取りやめる、年度末手当の制度化等、やはり士官選抜等の措置と干渉を取

みやかに講ぜられたい、かような趣旨のものでござります。

その次、第二百九十三号、国家公務員について給与制度を本年度あるいは明年度において改訂せられる場合には、地方公務員についても同様の取り扱いをするとともに、所要の地方財源は、国において新規に必ず措置せられたいという趣旨のものでございます。

その次は六十九号、近ごろ各都市の災害が頻発する状況にかんがみて、これから市の庁舎の建築構造は、必ず耐火耐震の永久建造物とし、あわせてこれが起債の基準坪数の増加並びに増額をはかられたいといふもの。

その次、第九十号、市町村道の整備についても、事業費の全額特別長期債を認めるとともに、半額程度の利子補給をはかられたいという趣旨のものでございます。

それから百四十八号、地方財政の確立に関して、市町村たばこ消費税の税率引き上げ、地方交付税の税率引き上げ、あるいは国税の減税に伴う地方税に対する手当措置、その他のことを断行して、地方財政の確立をはかられたいといた内容のものでございます。

終りに、財政関係の最後は、第四十九号、造林事業並びに林道開設事業を財政再建整備法の適用に伴う指定事業に含めるとともに、特別な財政措置を講ぜられたいという趣旨のものでござります。

最後に、税制関係がずっと並んでおりまして、百四十二号以下三件は、たばこ小売業の業態にかんがみまして、たばこ小売業に対する事業税を撤廃せられたいという趣旨のものでござります。

ページをめくりまして百六十三号公衆浴場業に対する事業税軽減の件、公

旅宿場業に対する税は、クリーニング業並みで第三種事業に變えていたきたといふ趣旨のものでござります。その次の二百六十、米穀販売業、米屋さんに対する事業税を減免させられたい。  
それからその次の七十四号は、遊興飲食税の一部を市町村に還元する。遊興飲食税の多く上るような觀光、産業都市においては、地元として特別な施策も講じておることであるから、その遊興飲食税を地元市町村に還元せられるような措置を講ぜられたいというのあります。

百九十四号は、旅館における宿泊飲食に関する行為に対する課税になつておるが十分の納得を得られない点が多いので、旅館における遊興飲食税のかけ方についていろいろの改正を加え、合

るようになります。

その次は三百十号、軽油引取税の免  
税範囲の中に「農業の開墾に伴う耕う  
整地及び飼料畑並びに牧草地改良造成  
のための農業用機械に供する軽油の引  
取」という一項を加えて、主畜農に供  
する機械の軽油の引取税免稅の措置を  
講ぜられたいといふものでございま  
す。

次、七十二号固定資産税の月割賦課  
に関する請願、固定資産税の所有権が  
賦課期日後異動しましても、その年中  
中は賦課期日当日の所有者が納稅義務者  
者となつて、徵收成績も思わしくない  
ということになりますので、賦課期日  
後の所有権移転については、新所有者  
に月割で賦課できるように税法の改正  
を希望するといふものでござります。

七十三号は、大規模償却資産の都道  
府県資産税の道府県移譲緩和の請願で  
ありまして、現在の緩和規定では、

管理委員会の充実強化を期すとともに、所要の法制の整備をはかられたいというものでござります。  
○委員長（本多市郎君） 次に、各請願に対しまして、政府側の御意見がありますれば、この際聽取いたします。それぞれ各請願に關係の役所の方が出ておられますから、御意見伺います。  
○政府委員（小林與三次君） ちょっと私から、便宜行政、市町村財政關係についてわれわれの考え方を申し上げたいと思います。  
行政関係の、地方公務員の停年制の問題につきましては、もうすでに本院議決済みでございまして、衆議院にて回っておりまして、すみやかな成立を期待いたしておる次第でございます。  
新市町村建設促進法につきましては、いずれもこの改正の趣旨につきましては、われわれももつともと思うのではございまして、できるだけ新市町村育成のために、あらゆる面から努力をいたしたい。八十八、八十九、百十一、百八十一、その趣旨には異存がございません。事情の詳り、その方向を

努力をいたしたいと考えております。  
なお、八十九号には、さつき序舎の  
起廣の問題の話がございました。これ

は現在でも財政法で、府舎の起債は建設促進に関するものにつきましては認めております。実察り専用上も、府舎

のやむを得ないものにつきましては、起債を認める方針でござりますので、その点御了承願いたいと存ります。

それから百十二号、未合併町村に対する交付税増額の問題でございます。

税をふやすということは、交付税の建前上いたしかねるのでござります。

それから、財政関係の問題の第二号は、これは一般的な交付税増額の問題でございまして、地方財源をできるだけ充実いたしたいという基本的な考え方で現在進んでおるようございますが、現在の税率は、国税の減税等に伴う場合におきましては、当然ふやすことを主張いたしておりますが、そういう事情がなければ、一応現在の税率のまま相当自然増もございますので、それによつて一般財源をまかなかついたいと、こういう考え方でござります。

それから、地方財政の再建に伴う教育水準維持の問題は、これは、交付税の費用の算定基準の問題等でございまして、これにつきましては、全面的にいろいろ問題もござりますので、実情に沿うように改訂いたしたく、いろいろ調査をいたしておりますのでございます。そういう場合に、義務教育の問題ももちろん引つくるめまして、総合的に事情の許す限り実情に合ふようにいたしたいと、こういうふうに存じております。

それから七十五号の公債費問題は、これは全く同意見でございまして、こ

れは実現のために、政府といたしまして、できるだけ努力いたしたいと存じます。

二百十七号の趣旨も、根本的には異存がございません。その実現のために努力いたしたい。

それから、百五十号の待遇改善の問題でございますが、これは、地方公務員の問題だけなしに、國家公務員を通ずる問題でございまして、人事院の勧告等もありました次第で、政府におきまして、この問題について取り扱い

を現に検討中でございます。その検討の結果、国家公務員に何らかの措置がございまして、地方財源をできるだけ充実いたしたいという基本的な考え方で現在進んでおるようございますが、現在の税率は、国税の減税等に伴う場合におきましては、当然ふやすことを主張いたしておりますが、そういう事情がなければ、一応現在の税率のまま相当自然増もございますので、それによつて一般財源をまかなかついたいと、こういう考え方でござります。

それから百九十三号は、恐らく同様

の趣旨の問題でござります。

六十九号の市庁舎の建築構造に関する問題でございまして、これはわれわれは、基本的に趣旨は異存がないの

でございまして、市街地に市庁舎を建てる以上は、今後はやはり耐火構造にすべきが基本と考えるべきものと存じております。しかし、いろいろ起債の

ワクの問題などがありますので、なか

なか十二分に思うようにいつておりま

せんが、作る以上はそういうものを作

るよう私はし向けたいと、かりに木

造で作るよりも順番がおくれまして

も、できるならばこういう耐火構造を

作る、こういう方針ができるだけ指導

して参りたいと存ずるのでございま

す。

それから九十九号の、市町村の道路の

整備事業についての長期起債の問題で

ございますが、これは必ずしも趣旨は

よくわかりませんが、起債一般の問題

といいたしまして、現在の起債の償還年

限は必ずしも適当でないで、これは

耐用年数に応ずるように、全般的に起

債年限を合理化したいといふのが基本

的な考え方でございまして、この考え方

でございまます。何かそれについて、利子補

給の問題がございましたが、市町村道

の整備事業なるがゆえに今後の起債に

かかる、百五十号の待遇改善の問

題でございますが、これは、地方公務

員の問題だけなしに、国家公務員を

通ずる問題でございまして、政府にお

きまして、この問題について取り扱い

るものと存じております。それから百九十三号は、恐らく同様の趣旨の問題でござります。六十九号の市庁舎の建築構造に関する問題でございまして、これはわれわれは、基本的に趣旨は異存がないのでございまして、市街地に市庁舎を建てる以上は、今後はやはり耐火構造にすべきが基本と考えるべきものと存じております。しかし、いろいろ起債のワクの問題などがありますので、なかなか十二分に思うようにいつておりませんが、作る以上はそういうものを作るよう私はし向けたいと、かりに木造で作るよりも順番がおくれましても、できるならばこういう耐火構造を作れる、こういう方針ができるだけ指導して参りたいと存ずるのでございまして、この問題でございまして、これは必ずしも趣旨はないのでございませんが、必ずしも全部の所にこれが年度予算の編成の際にその趣旨に従うよう努めいたしたいと存じております。個別的には多少問題はござりますが、基本的に趣旨につきまして、異存はございません。

それから四十九号の問題は、指定事業の範囲をどうするか、こういう問題でございまして、これにつきましては、なお研究をしていただきたいと存じております。税の問題は、またあとで、税務部長がおられますから、それから御答弁を願いたいと思います。

○委員長(本多市郎君) それでは、次に兼子選挙部長。

○政府委員(兼子秀夫君) 請願第百五十一号につきましては、その意見の趣旨は賛成でございます。ただその内容におきまして、選挙法規の再編成を行なうということは、いましばらく検討いたしたいと、かううに考えております。

○委員長(本多市郎君) それでは、ただいま小林財政部長、兼子選挙部長の意見の開陳もございましたので、その

○占部秀男君 今、小林部長さんのお話の中で、何か地方公務員法の停年制実施に関する件について、わざわざこの

旨に賛成するわけに参らんと存じてお

ります。むしろ一般の市町村なら市町

村の一般財源をできるだけ充実してや

りたい、普通の道路整備は、むしろ起

債という考え方よりも、できるだけ一

般財源の充実によってまかならうとい

う方向に持つていいと思います。し

かし道路によりましては、その性質に

よつて起債によらざるを得ない場合が

あります。先ほど申しましたように、耐用年数の合理化の問題の一環として償還期間を考えたいと存じます。

それから百四十八号の問題は、これ

は基本的には趣旨に異存がないのでございまして、そちら方向で、ぜひ来年度予算の編成の際にその趣旨に従うよう努めいたしたいと存じております。個別的には多少問題はござりますが、基本的に趣旨につきまして、異存はございません。

それから四十九号の問題は、指定事

業の範囲をどうするか、こういう問題でございまして、これにつきましては、なお研究をしていただきたいと存じております。税の問題は、またあとで、税務部長がおられますから、それから御答弁を願いたいと思います。

○委員長(本多市郎君) それでは、た

だいま小林財政部長、兼子選挙部長の意見の開陳もございましたので、その

○政府委員(小林興三次君) 今お尋ねの関係は、つまり合併しない前提でやりますから、計算がばらばら計算でや

う、実際合併しないこと。どうでしょ

う、その関係は。

○政府委員(小林興三次君) 今お尋ね

の関係は、つまり合併しない前提でや

りますから、計算がばらばら計算でや

う、実際合併しないこと。どうでしょ

う、その関係は。

○占部秀男君 今、小林部長さんのお

話の中で、何か地方公務員法の停年制実

施に関する件について、わざわざこの

問題は本院を通つた問題だから、すぐに

何かすみやかに通してもらいたいとい

うような意見の開陳ですか、あります

たね。その点は、こだわるわけじゃな

いけれども、現在衆議院でやつて

て、衆議院で成立して、また衆議院へ

帰つてくるわけでしょう。それをわざ

わざそりいよいよ制度を整えたい、かよ

うに考えております。

それから、次の事務局必置制の問題

は、趣旨は非常によくわかるのでござ

りますが、必ずしも全部の所にこれが

設けるかどうか、地方行政組織あるい

は地方財政との関連等もありますが、

それは合併しないと有利に増加す

れば、よけい合併せぬといいう問題もあ

りますが、合併を促進させるために弹性を

加えて、必ず原厅の地方課の職員が合

併のあつせんに出てきますと、交付税

調べてみますと、現在の教科書なり、

それから(四)の教育課程に選挙のこ

とをもう少し盛り込むべきではないか

といいう意見でございますが、これは、

研究いたしたいと考えております。

それから(四)の教育課程で、民主主義とい

うことはもちろんです。そこには相当地時間がふえておるのでございませんが、選挙権の行使、権利、義務という教育について時間が少い

ことがあります。そこで、これについては時間が少い

じやないか、また、資料等も十分使わ

れてないといいう関係もあるうと思いま

すが、趣旨は非常にけつこうだと思いま

す。

○中田吉雄君 この百十二号ですが

ね。この趣旨は、書かれている文面から

は、それは合併しないと有利に増加す

れば、よけい合併せぬといいう問題もあ

りますが、合併を促進させるために弹性を

加えて、必ず原厅の地方課の職員が合

併のあつせんに出てきますと、交付税

調べてみますと、現在の教科書なり、

それから(四)の教育課程に選挙のこ

とをもう少し盛り込むべきではないか

といいう意見でございますが、これは、

研究いたしたいと考えております。

それから(四)の教育課程で、民主主義とい

うことはもちろんです。そこには相当地時間がふえておるのでございませんが、選挙権の行使、権利、義務という教育について時間が少い

じやないか、また、資料等も十分使わ

れてないといいう関係もあるうと思いま

すが、趣旨は非常にけつこうだと思いま

す。

○中田吉雄君 この百十二号ですが

ね。この趣旨は、書かれている文面から

は、それは合併しないと有利に増加す

れば、よけい合併せぬといいう問題もあ

りますが、合併を促進させるために弹性を

加えて、必ず原厅の地方課の職員が合

併のあつせんに出てきますと、交付税

調べてみますと、現在の教科書なり、

それから(四)の教育課程に選挙のこ

とをもう少し盛り込むべきではないか

といいう意見でございますが、これは、

研究いたしたいと考えております。

それから(四)の教育課程で、民主主義とい

うことはもちろんです。そこには相当地時間がふえておるのでございませんが、選挙権の行使、権利、義務という教育について時間が少い

じやないか、また、資料等も十分使わ

れてないといいう関係もあるうと思いま

すが、趣旨は非常にけつこうだと思いま

す。

○中田吉雄君 この百十二号ですが

ね。この趣旨は、書かれている文面から

は、それは合併しないと有利に増加す

れば、よけい合併せぬといいう問題もあ

りますが、合併を促進させるために弹性を

加えて、必ず原厅の地方課の職員が合

併のあつせんに出てきますと、交付税

調べてみますと、現在の教科書なり、

それから(四)の教育課程に選挙のこ

とをもう少し盛り込むべきではないか

といいう意見でございますが、これは、

研究いたしたいと考えております。

それから(四)の教育課程で、民主主義とい

うことはもちろんです。そこには相当地時間がふえておるのでございませんが、選挙権の行使、権利、義務という教育について時間が少い

じやないか、また、資料等も十分使わ

れてないといいう関係もあるうと思いま

すが、趣旨は非常にけつこうだと思いま

す。

○中田吉雄君 この百十二号ですが

ね。この趣旨は、書かれている文面から

は、それは合併しないと有利に増加す

れば、よけい合併せぬといいう問題もあ

りますが、合併を促進させるために弹性を

加えて、必ず原厅の地方課の職員が合

併のあつせんに出てきますと、交付税

調べてみますと、現在の教科書なり、

それから(四)の教育課程に選挙のこ

とをもう少し盛り込むべきではないか

といいう意見でございますが、これは、

研究いたしたいと考えております。

それから(四)の教育課程で、民主主義とい

うことはもちろんです。そこには相当地時間がふえておるのでございませんが、選挙権の行使、権利、義務という教育について時間が少い

じやないか、また、資料等も十分使わ

れてないといいう関係もあるうと思いま

すが、趣旨は非常にけつこうだと思いま

す。

○中田吉雄君 この百十二号ですが

ね。この趣旨は、書かれている文面から

は、それは合併しないと有利に増加す

れば、よけい合併せぬといいう問題もあ

りますが、合併を促進させるために弹性を

加えて、必ず原厅の地方課の職員が合

併のあつせんに出てきますと、交付税

調べてみますと、現在の教科書なり、

それから(四)の教育課程に選挙のこ

とをもう少し盛り込むべきではないか

といいう意見でございますが、これは、

研究いたしたいと考えております。

それから(四)の教育課程で、民主主義とい

うことはもちろんです。そこには相当地時間がふえておるのでございませんが、選挙権の行使、権利、義務という教育について時間が少い

じやないか、また、資料等も十分使わ

れてないといいう関係もあるうと思いま

すが、趣旨は非常にけつこうだと思いま

す。

○中田吉雄君 この百十二号ですが

ね。この趣旨は、書かれている文面から

は、それは合併しないと有利に増加す

れば、よけい合併せぬといいう問題もあ

りますが、合併を促進させるために弹性を

加えて、必ず原厅の地方課の職員が合

併のあつせんに出てきますと、交付税

調べてみますと、現在の教科書なり、

それから(四)の教育課程に選挙のこ

とをもう少し盛り込むべきではないか

といいう意見でございますが、これは、

研究いたしたいと考えております。

それから(四)の教育課程で、民主主義とい

うことはもちろんです。そこには相当地時間がふえておるのでございませんが、選挙権の行使、権利、義務という教育について時間が少い

じやないか、また、資料等も十分使わ

れてないといいう関係もあるうと思いま

すが、趣旨は非常にけつこうだと思いま

す。

○中田吉雄君 この百十二号ですが

ね。この趣旨は、書かれている文面から

は、それは合併しないと有利に増加す

れば、よけい合併せぬといいう問題もあ

りますが、合併を促進させるために弹性を

加えて、必ず原厅の地方課の職



それではこれは、いま少しく内容を検討することにしてはいかがでしょ。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) それは、いま少しく検討することにいたしました。留保すべきものと決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたします。

次に、第七号地方財政の再建に伴う教育水準維持の件。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(本多市郎君) 採択して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたします。

次に、第七号地方財政の再建に伴う教育水準維持の件。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(本多市郎君) 採択して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたします。

次に、第七十五号公債利子の引下げ等に関する件。

○専門員(福永与一郎君) やつき、私に送付すべきものと決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたします。

次は、第七十五号公債利子の引下げ等に関する件。

○専門員(福永与一郎君) やつき、私の言葉が足りなかつたかもわかりませんが、内容はこういふことでございまして、第七十五号公債利子の引下げ等に関する件。

○専門員(福永与一郎君) やつき、私の言葉が足りなかつたかもわかりませんが、内容はこういふことでございまして、第七十五号公債利子の引下げ等に関する件。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(本多市郎君) 採択して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませんか。

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたします。

次に、第二百十七号昭和三十二年度府県財政健全化方策の確立に関する件。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(本多市郎君) 採択して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたします。

次に、第二百十七号昭和三十二年度府県財政健全化方策の確立に関する件。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(本多市郎君) 採択して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたします。

次に、第二百五十号地方自治体職員の待遇改善に関する件。

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたします。

次は、国家公務員との関連を考慮して検討願いたい。

〔「趣旨に賛成」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(本多市郎君) それでは、趣旨には賛成であるが、さらに検討を要するものとして、留保すべきものと決して検討願いたい。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたしました。

次は、第二百九十三号地方公務員の給与改訂に伴う財源措置の件。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕  
○委員長(本多市郎君) 採択して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたします。

次に、第六十九号市庁舎の建築構造等に関する件。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) 採択して内閣に送付すべきものと決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたしました。

次に、第九十号市町村道整備事業費特別長期債務等に関する件、ちょっとお詫びをおこなつてください。

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたしました。本案は、市町村道に限つて起債の償還年限を長くしろということがあります。市町村道は全く今財源がなくて、府県財政健全化方策の確立に関する件。

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたしました。

次に、第二百四十八号市町村財政確立に関する件。

○委員長(本多市郎君) それでは、第二百四十八号市町村財政確立に関する件。

還しなければならないから、それでは起債を受けられない。そこで、返還を長くすれば、あるいは市町村道もそれに送すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) それでは、さよう決定いたしました。

次は選舉関係で、百五十一号選舉管理制度の整備に関する件、本案は、さ

いざん説明のありました通り、いろいろ内容については、特に事務局を設置するといふような点がありまして、さ

らに検討を要しやしないかと思いますが、どうですか。

○委員長(本多市郎君) 他に御意見はございませんか。

○委員長(本多市郎君) さよう決定いたしました。

次は選舉関係で、百五十一号選舉管理制度の整備に関する件、本案は、さ

いざん説明のありました通り、いろいろ内容については、特に事務局を設置するといふような点がありまして、さ

らに検討を要しやしないかと思いますが、どうですか。

○委員長(本多市郎君) 他に御意見はございませんか。

○説明員(細郷道一君) 順を追うて申し上げますが、最初のたばこ小売業に対する事業税を非課税とするの件、本案の内容によりますと、たばこ小売業者は非常に利幅が少いし、把握が確實だということのようですが、まあ現在事業税の非課税範囲は極力整理をしようという一般的な方向もあります際であります、またたばこ小売業については特に御承知のように小売値段の百分の八といマージンがきで、ほかの業態と違つて販売競争という問題が起きないわけでございますので、まあそういう点を勘案いたしますと、これを非課税とすることは、私どもとしては適当でないというふうに考えております。

それから第二番目の、公衆浴場業に対する事業税軽減の問題でございます。

おいて、こちらからも付帯決議をいたしておる問題でございます。私の方

としても付帯決議の御趣旨を尊重して、

その次に旅館の宿泊料等の遊興飲食

税減免に関する件並びに遊興飲食税

としても付帯決議の御趣旨を尊重して、

たゞいま検討いたしておるような段階でございます。現在の段階ではそのこ

とだけ御報告申し上げておきます。

それから三番目に、米穀販売業に対する事業税減免の問題でございます。

内容によりますと、非常に米穀販売業

が公共的性格を持つておると、いうこと

ので、税率を減免いたしますことは、

それからこれは一つの営業として、私

どもとしては普通の事業並みに扱つて

行きたいというふうに考えます。

それから地方道路譲与税法の一部改

正の問題でありますと、道路譲与税

が現在道府県及び五大市に譲与になつ

ておりますが、現在の固定資産税の建

設を還元して、観光施設のための財源

に充てたいという趣旨のようですが、

ます。観光地の市町村には別途入湯税

という市町村税がありまして、それが

観光施設に充てられるためにあいつ

税がとくにとられているわけでござい

ます。そういう点から申しましていか

がなものであろうかと思ひます。また

源分離という考え方があつとられて

るわけでございます。遊興飲食税の一

部を市町村に移すといふことは、そり

いった現在とられております地方税制

の建前から見ても適当でない。またか

りに市町村に一部移すとしたしまして

も、地方交付税によって調整がされま

るまいならないのではないかと考へてお

ります。

なお現在各県は多くの場合は、市

町村に対しても道路の補助を出してい

ると思います。道路譲与税の用途は、

市町村の道路事業の補助に充てること

もこれを認めておりますので、そろ

いつたような問題によつて事実上かな

いところではないだらうかといふ

うに考えます。

それからその次に、酪農業の機械に

供する軸油の免稅の問題でございま

す。御承知のように軸油引取税もこと

りの解決をみるのではないだらうかと

いうふうに考えます。

それからその次に、酪農業の機械に



長されることが決定的だということになれば、延長されたら愛媛県への出張

たしたいと、こういちふうに思いま  
す。

うとおかしいですが、参考人として来てもらう。こういうことが理事会で打

○加瀬完君 先ほど委員長理事打合会  
よくわかりました。

ものなら、あなたの方理事の方に一任せることにやぶさかではないのです。そ

の不図が本源の名前を御用語を申し上げたわけでござりますが、今他の委員からもお話を出ましたように、

○委員長(本多市郎君) これは、成瀬  
と思ひます。

現在非常に争いといいますか、対立状態になつておる。早く解決しなけれ

の打合会で十分相談いたしたいと存じます。

も、もし国会が延びることになるなら

○占部秀男君 実は成瀬さんが言われた問題の原因はここにあると思うのですが、奄美大島の問題は別にして、愛

は、何を真地観察といふことでなくでもいいのだ。解決の方法を別に考えていいのじやないか。たとえば刑事

媛の問題は現地の事情が一つのトラブルが起つておるという実情なのです。

り副知事なりに来てもらつて事情を聞いて解決の策を立てるということでもいいが、とにかく手をつけて

いけないというわれわれの方のあれもあるし、単にそのまま放置しておく

うならば、年内に一日も早く愛媛の現地視察をして、問題の解決を行なつた

があると思うのですが、これは別問題として、放つておいて問題をむやみに

委員長に再度理事会があつたらお願ひをしてくれということございました

地方行政委員としてそらいうことに努  
とにならないようだ。やはりわれわれ

くお願ひをいたします。

めなければならぬと思うのです。そういうことになると、一月過ぎといふことになるが、これは大きな問題になります。

○委員長(本多市郎君) 加瀬理事が先ほどお話を通り、理事会でお話がありま。

ますます火をぶつけてあつちこつち燃やしてから後に、灰になつたときには

○大沢雄一君 私は本委員会の職責は、国政に関する地方行政の調査とい

れに出された問題の意義がなくなるの  
じやないか。これは時間のタイムリー

なんです。従いまして個々の地方自治体で起りました行政措置の当否という

しても今成瀬さんの言われたようにお計らいを、ぜひこれは一つお願ひをい

る立場にないのでありますから、現実に理事者側また職員側それぞれの理

由で、トラブルといふお話をあります。たが、いわゆる争議状態にあるというような場合に、われわれの国政調査権の発動といふものは、よほど慎重にいたさなければ、不适当に地方自治の自主権に干渉するというようなつもりはわれわれなくとも、受け方の側から見れば、そういうふうにとられることが少くないのではないかということをおそれるものであります。従いまして、私いたしましては、この問題については慎重な考慮をなされるといふことが必要であると考えております。

ういうような場合に、ただそれを放置していく。知事であるがゆえに、地方自治体であるがゆえに、ただそれはどんなことをやつてもいいのだということなら、何も地方公務員法なんて作る必要はない。やはり地方公務員法を作っている以上は、これを知事に守つてもらつて、そういうようなトラブルの起らないようにしてもらつところに法律といふものは建前があると思うのですね。特にこの問題についてはわれわれが慎重に行くということや、干渉をしないといふことについては、これにはもう大沢さんの言われる通り、われわれは何も干渉しちゃいかぬのですから、干渉に行こうといふのじゃない。問題はそういうよくなき事が起つておるということです。そういうことが、法にもとるような形が行われておる。その内容をわれわれは調査をしておるといふことは、やはり自治府に対しても、もし知事のやることが悪ければ、適当な行政指導をしてもらうといふらうで裁判をしようといふのではないのです。いろいろな方法はあると思うのです。われわれは現地に乗り込んでありますから、その点は誤解のないようにお願いをしたい。

けを申し上げておるのでござりますから、その点は一つ誤解のないように願いたい。

○大和与一君 国政といつたって、やはり広いといえば、いかなることでも国政に関連のないことはないということもできますが、大沢理事のおっしゃる線に従つて考へても、自治庁が実際にこの問題を知つておる、知らなかつたら行く必要はないというお話がありますけれども、よく承知しておる。したけれども、

かも自治庁の説明といふものは、私たちが聞いておる模様とあまりに違ひから、具体的に自治庁の問題として取り上げられておるのでですから、これを一日も早く解説をしてやらなければならぬ。その自治庁に解説をさせることが即この問題の解決になるのだ、こう考えて、この前もお願いをした次第であります。ですから先ほどから話が出ているように、できればやはり来ていただく方が早いのですから、来ていただきようにも意見をまとめていただきながらおありがたいので、この点は委員長に願いたいのは、なほ理事会で御協議をいただいて、そしてそれがどうしてもいけない場合には行かしていただき、こういうことであつて、かりそめにも自主性を侵すとかいろいろなことを毛頭考えていないことはよく御理解をおいただきましたから、もう少しこれは懇談をしてもらつて、できれば来るのがだつたら、この前の委員会で私たちから聞いておることが正しく聞かれ、おつて、正しく自治庁が理解しておに納得できる線で御答弁がいただけたと思うのです。ところが聞いていると

まるで違いますから、そこいらをもぐら少しきらんとしたい。それをきちんとすることが今までの解決を促進するのだと、こういうふうに私たちは考えておるのです。ぜひその点で御理解をいただきながら、委員長にはこうなったんだから一つ話を少し戻していただいて、一つどなたか関係の方に来ていただく。そしてゆっくりお話をさくばらんに聞かしてもらら。このことの方が促進になると思いますので、委員長の御配慮をいただきたいと思うのです。

○委員長(本多市郎君) 十分相談をいたしたいと思います。

○加瀬元君 大沢さんの御指摘のようない点、十二分に注意をしなければならないと思いますが、この委員会でも同じような給与の問題で、奈良の知事に来ていただきて、いろいろと事実をお話ししていただきたこともございましたし、他の委員会でもそれぞれ市町村長を参考人として来ていただきまして、いろいろの点伺っておりますのも、一般の慣習でもございますので、大沢先生の御留意するような点を十分注意をいたしまして、できますならば大和委員の方からお願ひをしましたような点でおまかせめいただけるならば、これは年末年始といつたような各委員の忙しい時を避けることもできますし、それを承ります。

あらためてお願いをいたしたいと思ひます。

もしそれがどうでも現地の御都合があつてますいということとございませんならば、やはり問題をあまり長引かることのないよう、少しでも早く現地に派遣をしていただけるように機

○成瀬幡治君 私は大沢さんがおしゃるよう非常に一つ円満にしてござつて、それを願してあります。しかし現実に問題は愛媛に起きておる。そして青森もあつて。これは拾い出せば切りがございませんが、相当問題があるわけござります。そこで非常にタイミングの問題が大事な点だと思います。今聞きしますと、加瀬君の方から前例も指摘になりました。そこで一つ委長がこの問題につきまして何かこううでどうかなればいいわというのではなくて、やはり事前に手が打てれば常にありがたいと思いますから、そういうような点も十分お含みになつて理事会等で一つ善処していただけますならば非常にけつこうですから、私理事会に一任していいと思います。

り合せて行つてもらわなきゃならぬと言ひます。そういう人たちの都合もありますが、また受け入れの方の都合も全然考えないというわけにもいきません。まさにまた会期でも延長になればこつちへ来てもらつて話を聞くという方法も、成瀬委員の言われた通りあるわけですから、いろいろなことを総合して考えて、一つ善処したいと思っております。それではそういうことで理事、委員長に……。

○成瀬轄治君 何も会期中だけではなくてもいいわけですから。

○委員長(本多市郎君) だけれども……。

それじやそういうことで理事、委員長に一任することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(本多市郎君) それじやさう決定いたしました。

○委員長(本多市郎君) 次に前回の委員会に引き続き質問を継続するわけですがございますが、当委員会として、この際決議等を考慮したらどうかという意見も出ておりますので、それらの問題について懇談をするために暫時休憩をいたしたいと存じます。

休憩いたします。

午後三時五十分開会

○委員長(本多市郎君) 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

この際、特にお諮りいたしたいことがございます。それは、地方行政上、特に重点的な問題について、委員会の意思を政府の政策に強く反映したいと

いう趣旨から、休憩中の懇談会におきましては種々懇談を重ねた結果、各種の決議を行うこと、並びにこの決議案文について御協議を願つたわけであります。が、委員各位の御意見もまとまりましたので、この際、この決議に関する件を議題といたします。

案件は地方財政の確立促進に関する決議案、新市町村建設促進に関する決議案、選挙の常時啓発の費用の財政措置に関する決議案、地方公務員の給与賃確保に関する決議案等であります。

この際、懇談会においてその趣旨は十分御了承いただいておりますので、直ちに決議案文を提案者より朗誦していただきます。

○大沢雄一君 地方財政の確立促進に関する決議案

三、投資的経費は均衡を得るの目的で不當に圧縮されているから、行政水準の向上を計るために、これを是正すること。

右決議する。

新市町村建設促進に関する決議案

新市町村の建設は町村合併窮屈の目的であるのみならず、地方自治確立の根本をなすことに鑑み、その実現の促進については万全の措置を必要とする。政府は、この際、次の諸施策を強力に推進すべきである。

一、新市町村建設のため、補助金、地方債を大幅に増額し、極力、財政上の援助に努めること。

二、国有林の払下げ、公営企業の許可、電話の統合整備等につき積極的な措置を講ずること。

右決議する。

地方公務員の給与費確保に関する決議案

地方公務員の給与は昇給の延伸、停止等國家公務員の場合に比し困難な状態にある。特に期末手当の支給については地方財政の窮乏に禍される場合が多い。よつて政府は、これらの点に万全の措置を講じて地方公務員の給与費の確保に努むべきである。

右決議する。

選挙の常時啓発の費用の財政措置に関する決議案

公職選挙法には、都道府県及び市町村の選舉管理委員会の行う選挙に関する當時啓発の費用については、国において財政上必要な措置を講ずるものと規定している。これに対し、現在一億円を地方交付税中に見



臣の定める基準による初診料」を「一部負担金」に改め、同条第四号中「医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から」を「医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の医療機関において」に、「又は手当」を「薬剤の支給若しくは手当」に、「厚生大臣の定める基準による初診料」を「一部負担金」に改め、同条に次の二項を加える。

2 組合員が前項第一号から第三号までの規定により療養を受ける場合の手続については、總理府令で定める。

第三十二条第一項中「被扶養者が」を「被扶養者は、前条の規定に準じ、」に改め、「受けようとするときは、前条の規定に準じ、任意の医療機関からこれを」を削り、「同条の規定」を「前条第一項の規定」に、「同条第二号但書」を「同項第二号但書」に改める。

第三十三条の見出し中「保険医等」を「保険医療機関等」に改め、同条中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「第三十二条第三号」を「第三十一条第一項第三号」に改める。

第三十四条を次のように改める。  
(保険医療機関等の療養相当等)

第三十四条 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療を受けた保険薬剤師をいう。以下同じ。)は、健康保険法及びこれに基づく命令の規定の例により、組合員

第三十五条第一項中「同一の疾病並びにその被扶養者の療養並びにこれに係る事務を担当し、又は診療に係る調剤に当らなければならぬ。」を削除する。

第三十五条第一項中「同一の疾病並びに負傷及びこれに因り発生した疾病的に左に掲げる事由に該当するに至つたとき」を「同一人に係る同一の疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、これらの給付（国家公務員共済組合法又は公企業休職員等共済組合法（昭和三十一年法律第二百三十四号）によるもの）の支給開始後三年を経過したとき」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「國家公務員共済組合」の下に「専売共済組合、国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合」を加え、「又は船員保険法による船員保険（以下「船員保険」という。）の被保険者（以下「被保険者又は船員」といふ。）に改める。

第三十七条の見出しを「分べん費及び配偶者分べん費」に改め、同条第一項及び第二項中「分べん」を「分べん費」に改め、同条第三項中「被扶養者である配偶者」の下に「（前項本文の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、「分べん」を「分べん費」に、「配偶者」を「配偶者又は船員」に改める。

第三十八条の見出しを「保育手当金」に改め、同条第一項中「配偶者」の下に「（第三項本文の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、「分べん」を「分べん費」に、「保育」を「保育手当金」に改める。

め、同条第二項及び第三項中「は育手当金」を「保育手当金」に、「分へん」を「分べん」に、「ほ育」を「保育」に改め、同条に次の二項を加える。

4 前三項の規定による保育手当金払をするは、分へんしたときに前金払をすることができる。

第三十九条第二項中「被扶養者」の下に「(次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。)」を加える。

第四十一条第一項中「該當し組合員の資格を喪失したとき」を「該當したとき」に改め、「又はこの法律に基く退職年金を受ける権利を有しない組合員が引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第二項の規定の適用を受けるとき」を削り、「第四十三条第一項」を「次条第二項及び第四十三条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

3 退職年金を受ける権利を有する者が別表第二に掲げる程度の廢疾の状態となつたときは、その状態にある間は、その者には、第一項ただし書の規定を適用しない。

4 退職一時金又は廢疾一時金の支給を受けた後再び組合員となつた者に退職年金を支給するときは、第二項の規定により算定した額を控除した額を退職年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廢疾一時金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は廢疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を控除した額を返還したときは、この限りでない。

第四十二条に見出しとして「再就職した場合の退職年金の停止等」を附し、同条第二項中「該当し組合員の資格を喪失したとき」(引続き「従前の退職年金の額より」)を「該当したとき」に改め、同条第三項中「従前の退職年金の額より」を「従前に該当した時の給料日額の四日分に相当する額を加算した額より」に、「従前の退職年金の額」を「その額」に改める。

第四十三条第一項中「該当し組合員の資格を喪失したとき」を「該当したとき」(引き続き国家公務員共済組合の組合員の資格を取得し国家公務員共済組合法第十五条第四項の規定の適用を受けるときを除く。)に改める。

第四十四条第一項を次のように改める。

組合員であつた期間六月以上のお者で公務によらないで疾病にかかり、若しくは負傷したものが退職した場合において、その退職の時(第三十五条第二項の規定により組合員の資格を喪失した後に癒愈して療養の給付又は療養費を受けている場合においては、これを癒愈することができることができる期間内になおかつた時又はなおならないがその期間を経過した時。以下第四十七条までにおいて同じ。)に、当該疾患若しくは負傷の結果として、別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にあ

第三十九条の規定による支給を受けた者の廃疾の程度が退職の時から五年以内に増進し、別表第二に掲げる程度の廃疾の状態に該当することとなつた場合において、その期間内に請求があつたときは、その程度に応じて、その者の死亡に至るまで廃疾年金を支給する。  
第四十四条に次の二項を加える。  
**4 退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた後に廃疾年金を支給すべき事由が発生した者に廃疾年金を支給するときは、前二項の規定により算定した廃疾年金の額から、前に支給を受けた退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定めるところにより算定した額を控除した額を廃疾年金の額とする。ただし、政令で定めるところにより、当該退職一時金又は廃疾一時金の額を基準として政令で定める額を返還したときは、この限りでない。**  
第四十五条を次のように改める。  
**(廃疾の併合による廃疾年金)**  
**第四十五条 廃疾年金を受ける権利を有する者若しくは廃疾一時金の支給を受けた者に対して更に廃疾年金を支給すべき事由が発生したとき、又は廃疾一時金の支給を受けた者に対して更に廃疾一時金を支給すべき事由が発生した場合において、当該事由が発生した時ににおける前後の廃疾を併合した廃疾の程度が別表第二に掲げる廃疾の程度に該当するときは、前後の廃疾を併合した廃疾の程度による廃疾年金を支給する。**

2 麻疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定により前後の麻疾を併合した麻疾の程度による麻疾年金を受ける権利を取得したときは、従前の麻疾年金を受ける権利は、消滅する。

第四十六条に見出しとして「(麻疾の程度が変った場合の年金額の改定等)」を附し、同条中「前条」を「第二項」に改め、同条を同条第四項として次のよう加える。

レ 同条に第一項から第三項までとして次のように加える。

3 麻疾年金を受ける権利を有する者の麻疾の程度が減退したとき、又は退職の時から五年以内に増進した場合においてその期間内に請求があつたときは、その減退し、別表第二に掲げる麻疾の程度に応じて、麻疾年金の額を改定する。

4 麻疾年金を受ける権利を有する者が麻疾年金の支給を受ける程度の麻疾の状態に該当しなくなつたときは、その麻疾年金を受ける権利は、消滅する。

5 組合員であつた期間二十年以上で麻疾年金を受ける権利を有する者が前項の規定によりその支給を受けなくなつたときは、第二十五条第三号の規定により支給しないこととされたいた退職年金を支給する。ただし、第四十一条第一項ただし書の規定の適用を妨げない。

第四十六条の次に次の二条を加え

(再就職した場合の麻疾年金の停止等)

第四十六条の二 麻疾年金を受ける権利を有する者が再び組合員となつたときは、その組合員となつた日の属する月から麻疾年金の支給を停止する。

2 前項の規定により麻疾年金の支給を停止された組合員が再び退職した場合において、その退職の時別表第二に掲げる程度の麻疾の状態にあるときは、その者に麻疾一時金を支給する。

第五十条第一項第二号を次のように改める。

二 婚姻したとき、又は直系姻族以外の者の養子となつたとき。

第五十六条中「組合員が」の下に「前条に規定する非常災害により」を加える。

第三章第八節中第六十四条の次に第一条を加える。

第六十四条の二 他の法令の規定により國又は地方公共団体の負担に受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費の支給は、行わない。

第六十五条に次の二条を加える。

2 組合は、前項各号に掲げる事業を行ふに当つては、町村職員原給組合と共にして行う等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行われるよう努めなければならぬ。

第六十六条第三項中「第三十条第二項及び」を削り、「必要な限度において、」の下に「当該医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に對し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に關し、報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を求め若しくは当該職員をして質問させ、又は」を加え、「医療機関から」を「保険医療機関若しくは保険薬局から」に、「又は当該職員をして當該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施設所に立ち入、」を「当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の從業者に対し出頭

組合員であつた期間六月以上の者で公務によらないで疾病にかかり、又は負傷したもののが退職した場合において、その退職の時に、

当該疾病又は負傷の結果として、別表第四に掲げる程度の麻疾の状態にあるときは、その者に麻疾一時金を支給する。

第五十七条第一項中「附則第十四項」を「附則第十三項」に改める。

第八十三条第二項を削る。

第五十九条及び第九十一条を次のように改める。

二 婚姻したとき、又は直系姻族以外の者の養子となつたとき。

第五十六条中「組合員が」の下に「前条に規定する非常災害により」を加える。

第六十四条の二 他の法令の規定により國又は地方公共団体の負担に受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費の支給は、行わない。

第六十五条に次の二条を加える。

2 組合は、前項各号に掲げる事業を行ふに当つては、町村職員原給組合と共にして行う等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行われるよう努めなければならぬ。

第六十六条第三項中「第三十条第二項及び」を削り、「必要な限度において、」の下に「当該医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に對し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に關し、報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を求め若しくは当該職員をして質問させ、又は」を加え、「医療機関から」を「保険医療機関若しくは保険薬局から」に、「又は当該職員をして當該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施設所に立ち入、」を「当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の從業者に対し出頭

び總理府令で定める重要な変更並びに改める。

第七十七条中「第三条第三項」を「第三条第四項」に、「前項」を「第二項」に、「第六十五条第二号」を「第六十五条第一項第二号」に、「同条第三号」を「同条同項第三号」に改める。

第五十八条第一項中「附則第十四項」を「附則第十三項」に改める。

第八十三条第二項を削る。

第五十九条及び第九十一条を次のように改める。

二 婚姻したとき、又は直系姻族以外の者の養子となつたとき。

第五十六条中「組合員が」の下に「前条に規定する非常災害により」を加える。

第六十四条の二 他の法令の規定により國又は地方公共団体の負担に受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費の支給は、行わない。

第六十五条に次の二条を加える。

2 組合は、前項各号に掲げる事業を行ふに当つては、町村職員原給組合と共にして行う等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行われるよう努めなければならぬ。

第六十六条第三項中「第三十条第二項及び」を削り、「必要な限度において、」の下に「当該医師、歯科医

係者に對し質問をさせ、若しくは当該職員をして閑

該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくはに、「診療簿等」を

入検査」を質問をし、又は検査に改め、同条第五項中「立入検査」を

質問又は検査」に改める。

第八十八条中「施設」の下に「土地を含む」を加える。

第五十九条及び第九十一条を次のように改める。

二 婚姻したとき、又は直系姻族以外の者の養子となつたとき。

第五十六条中「組合員が」の下に「前条に規定する非常災害により」を加える。

第六十四条の二 他の法令の規定により國又は地方公共団体の負担に受けたときは、その受けた限度において、療養の給付又は療養費の支給は、行わない。

第六十五条に次の二条を加える。

2 組合は、前項各号に掲げる事業を行ふに当つては、町村職員原給組合と共にして行う等組合員の福祉を増進するための事業が総合的に行われるよう努めなければならぬ。

第六十六条第三項中「第三十条第二項及び」を削り、「必要な限度において、」の下に「当該医師、歯科医

若しくは手当に關し、報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を求め若しくは当該職員をして質問させ、又は」を加え、「医療機関から」を「保険医療機関若しくは保険薬局から」に、「又は当該職員をして當該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施設所に立ち入、」を「当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の從業者に対し出頭



組合員である期間の計算について  
も、適用する。

(時効に関する経過措置)

第三条 新法第二十七条第二項の規定は、この法律の施行の際改正前の市町村職員共済組合法(以下「旧法」という。)の規定により給付の支給を停止されている組合員又は組合員であつた者のその停止された期間についても、適用する。

(組合の契約する医療機関等に関する経過措置)

第四条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に組合が契約している旧法第三十一条第二号に規定する医療機関は、昭和三十二年三月三十一日までの間は、新法第三十一条第一項第二号に規定する医療機関又は薬局に該当するものであつても、これらに該当するものとみなす。

(一部負担金に関する経過措置)

第五条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病については、新法第三十一条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、健康保険法第四十三条ノ八第一項第二号の規定により算定した一部負担金に相当する金額を支払うこと不要しない。ただし、その者が健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行後引き続き当該疾病又は負傷及びこれらにより発生した疾病により病院又は診療所に収容される場合に限る。

第六条 組合は、当分の間、組合員が新法第三十一条第一項第三号ただし書の規定により一部負担金を支払つことにより生じた余裕財源の範囲内で、一部負担金の払戻しその他他の措置で規約で定めるものを行なうことができる。

(療養費に関する経過措置)

第七条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前に行なわれた診療又は手当に係る療養費の支給については、なお従前の例による。

(退職年金受給者に関する経過措置)

第八条 新法第四十一条第三項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十一条の規定により退職年金を受ける権利を有する者で同条第一項ただし書の規定の適用を受けるものが現に新法別表第二に掲げる程度の廃疾の状態にある場合についても、適用する。この場合において、新法第四十二条第三項中「その状態にある間」とあるのは、「昭和三十二年四月一日以後その状態にある間」とする。

第九条 新法第四十二条第三項の規定は、旧法第四十二条第一項の規定により退職年金の支給を停止させている組合員がこの法律の施行後に新法第四十二条第二項の規定により退職年金の改定を受ける場合についても、適用する。

(廃疾年金受給者等に関する経過措置)

第十条 新法第四十四条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行前に旧法第四十七条の規定による廃疾一時金の支給を受けた者で当

該給付事由の発生の日からこの法律の施行の日までの期間が五年に達しないものについても、適用する。

第十二条 新法第四十六条第一項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者についても、適用する。

第十三条 新法第四十六条の二の規定は、旧法第四十四条の規定による廃疾年金を受ける権利を有する者がこの法律の施行の際現に組合員となつている場合は、新法第四十六条の二第一項中「その組合員となつた日の属する月」とあるのは、「昭和三十二年四月」とする。

(廃疾年金の失権に関する経過措置)

第十四条 新法第五十条第一項第二号の規定は、この法律の施行の際現に組合員となつていると規定する組合員となつた日の属する月」とあるのは、「昭和三十二年四月」とする。

(印紙税法の一部改正)

第十五条 新法第五十条第一項第二号第二号に、「同条第三号及第四号ノ事業並ニ」を「同条同項第三号及第四号ノ事業、」に改め、「第三号ノ事業」の下に「並ニ同法附則第二十一項ニ規定スル團体ノ同項ニ規定スル長期給付ニ相当スル給付」を加える。

(船員である組合員の期間の計算に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前に給付事由が発生した給付については、この附則に特別の定があるものを除き、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十七条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

つた期間が三年以上である者で同日において現に五十歳以上であつたものに支給する新法の規定による退職一時金の基礎となるべき組合員である期間の計算については、新法第九十条第二項ただし書中「その期間に二分の一を乗じて得た期間」とあるのは、「昭和二十九年五月一日以後の期間に二分の一を乗じて得た期間及び同日前の期間」として同項の規定を適用する。

(従前の給付に関する経過措置)

第十八条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(従前の行為に対する罰則の適用)

第十九条 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行後に再び組合員となつた場合において、その者がこの法律の施行後再び組合員となつた場合についても、適用する。この場合において、その者がこの法律の施行後再び組合員となつているとときは、新法第四十六条の二第一項中「その組合員となつた日の属する月」とあるのは、「昭和三十二年四月」とする。

(印紙税法の一部改正)

第二十条 新法第五十条第一項第二号第二号に、「同条第三号及第四号ノ事業並ニ」を「同条同項第三号及第四号ノ事業、」に改め、「第三号ノ事業」の下に「並ニ同法附則第二十一項ニ規定スル團体ノ同項ニ規定スル長期給付ニ相当スル給付」を加える。

(船員である組合員の期間の計算に関する経過措置)

第二十一条 新法第五十条第一項第二号第二号に、「同条第三号及第四号ノ事業並ニ」を「同条同項第三号及第四号ノ事業、」に改め、「第三号ノ事業」の下に「並ニ同法附則第二十一項ニ規定スル團体ノ同項ニ規定スル長期給付ニ相当スル給付」を加える。